令和８年度保存版　ご家庭で見えるところにはっておいてください

令和８年４月吉日

保護者様

京都市立新林小学校
校長　　稲垣　知裕

台風等に対する非常措置についてのおしらせ

本校におきましては台風等により京都市に**「暴風警報」「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。**

暴風警報発令時の非常措置

登校前に発令された場合

（１）**「暴風警報」が解除されるまで**は、登校を見合わせてください。

（２）**「暴風警報」が解除された場合**については、以下の措置を取ります。

・午前７時までに解除になった場合……平常授業とします。

・午前９時までに解除になった場合……３校時(10時45分)より始業

＊午前１０時に集合場所へ行き、集団登校をします。

・午前１１時までに解除になった場合…５校時(13時50分)より始業（給食中止）

＊午後１時に集合場所へ行き、集団登校をします。

・午前１１時現在、「暴風警報」発令中の場合……臨時休業します。

特別警報発令時の非常措置

登校前に発令された場合

（１）**「特別警報」が解除されるまでは**、登校を見合わせてください。

（２）**「特別警報」が解除された場合**については、以下の措置を取ります。

・深夜０時までに解除になった場合……５校時(13:50時)より始業（給食中止）

＊午後１時に集合場所へ行き、集団登校をします。

・深夜０時現在、特別警報発令中の場合……臨時休業します。

在校中に暴風警報・特別警報が発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、**児童個人カード・緊急時児童引渡しカード**にそって対応いたします。しかし不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

＊なお、「大雨洪水警報」は非常措置の対象になりません。

★新林小学校の敷地が土砂災害警戒区域に含まれていないため、新林学区に土砂による避難勧告等が発令された場合、原則として休校措置は取りません。ただし、水害による避難勧告等が発令された場合は、暴風警報が発令された場合に準じた措置となります。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

令和８年度保存版　ご家庭で見えるところにはっておいてください

令和８年４月吉日

保護者様

京都市立新林小学校
校長　　稲垣　知裕

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市において**「震度５弱以上」の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。**

記

地震発生時の非常措置

１　登校前に発生した場合

（１）**震度５弱以上の地震が発生した時**は、次の登校日を臨時休業とします。

・下校後、深夜０時までに発生した場合……翌日を臨時休業

深夜０時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業

・休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業

＊安全が確認でき、授業等を実施する場合は、＜メール配信／ホームページ＞により、授業等を実施する旨を連絡します。

（２）**臨時休業とした場合**、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

２．在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、**緊急時児童引渡しカード**にそって対応いたします。しかし不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。